人間文化創成科学論叢　第19巻　2016年

高等学校令施行前後の高等学校の変容
―学科課程の変化に着目して―

吉　岡　三重子*

The Transformation of the Japanese High School Before and After the High School System Reform:
Focusing on the Change of the Curriculum

YOSHIOKA Mieko

Abstract

This paper focuses on how the curriculum and educational contents of high schools in Japan changed before and after the High School System Reform in 1918. The reform aimed at closing the high school preparatory program for the Imperial Universities and replacing it with another program for Higher General Education. Previous studies claimed that there were no changes in the high school system before and after the reform in 1918; they had not examined the high school curriculum carefully. However, this study examines the process of developing the high school curriculum and degree of recognition of the reform change by the teacher.

Before the High School System Reform in 1918, most of the principals and teachers thought the high school educational contents should be changed. They recognized a part of the purpose of the High School System Reform to complete the Higher General Education and made new syllabi. However, they did not fully comprehend the Higher General Education so that they intended to prioritize basic education of universities as they had done in the preparatory course education.

Keywords：High School, High School System Reform in 1918, Curriculum, Syllabus, Higher General Education

はじめに

本研究では、高等学校令施行前後における高等学校関係者の学科課程に関する改正意見や議論を検討し、同令の目的として規定された高等普通教育に対する彼らの解釈について明らかにする。高等学校令により新たに高等学校規程が制定され、また高等学校段階では初めて共通の教授要目が制定されるなど、高等学校の学科課程はそれまでの大学予科の学科課程から大きく変更された。高等学校長をはじめとする高等学校の教育関係者らが、教育目的を高等普通教育に変更したことに伴う内容の変更についてどのように解釈していたのかを、学科課程に関する彼らの主張をもとに検討する。

高等学校令に関する研究には多くの蓄積があり、それらは大きく制度史による研究と旧制高等学校に関する研究の２つに分けられる[1]。しかし、いずれの研究においても、その目的とされた高等普通教育に関する十分な検討がなされないまま、高等学校令施行後も多くの高等学校卒業者が大学に進学していた実態をもとに、依然とし

キーワード：高等学校　高等学校令　学科課程　教授要目　高等普通教育

＊平成25年度生　人間発達科学専攻

て大学予科と変わらなかったとされてきた。また、高等学校の学科課程に関しては、『日本近代教育百年史』（第４・５巻、1974年）や石田加都雄「旧制高等学校学科課程の変遷」（国立教育研究所紀要第95集、1978年）によりその制度の変遷や形式的な変更については指摘されているが、高等学校令による目的の変化と学科課程の変化との関係性についてはほとんど言及されていない。

高等学校令施行後も大学進学者を多く輩出することとなった背景には、1920年代の高等教育機関の増設や慢性的な不況による就職難等、同令施行当初からの社会状況の変化があった。1920年代末から1930年代にかけて発表された学制改革諸案では、高等学校は廃止または大学予科への転換が求められ、また1931年に発表された田中隆三文相による学制改革案においても、高等学校については修業年限の短縮や大学予科への改編が提起されていた[2]。

しかし、高等学校令施行以前の高等学校大学予科は、明治後期以降、小学校入学から帝国大学卒業までの修業年限の短縮を主とした学制改革論議において常に焦点とされてきた[3]。高等学校令の制定により、大学に進学することのみを目的とした大学予科を廃止し、中学校と同じく高等普通教育を目的とした新たな高等学校への改変が目指されていたのである。そのような抜本的な改革が企図されていたにもかかわらず実際にほとんど変化していなかったのであれば、なぜ変化しえなかったのかを明らかにしなければならないと考える。

よって本研究では、高等学校教育を掌るその関係者らが、新制度による変更やその目的とされた高等普通教育についてどのように解釈していたのかを、学科課程に関する主張を通して明らかにする。もともと高等学校令施行以前の高等学校では、学科課程の概要や教授時数は法令により制定されていたが、高等学校長会議や不定期に開催された教官会議等で意見が出され、それが法令に反映されることも少なくなかった。また、同令施行後も、教授要目制定以前においては教授内容についての厳密な規定がなく、各高等学校の裁量に任されていた部分が大きかった。したがって、高等学校令制定以前の高等学校における学科課程の改善案や、同令施行後の教授要目の制定過程において高等学校側が作成した教授案、そして測量や第二外国語の必修科目化等の学科課程に関する協議について検討し、高等学校令施行前後の高等学校関係者らによる高等普通教育の解釈の変化を明らかにしたい。

１．高等学校令施行以前の学科課程の協議・立案過程

1918年12月６日に高等学校令が公布された後、翌年３月29日に高等学校規程が制定された。新たに制定された学科課程では、第二外国語は随意科目となり、測量やラテン語は廃止され、進学する大学の専門に直接関わらない学科目も教授されることとなった。高等学校規程は、高等学校令とともに1918年４月の高等学校長会議ですでにその原案が作成・配布されていた。また同年６月には高等学校長に対し、高等学校規程案への意見が求められていた[4]。規程案には、学科目の説明と毎週教授時数、学芸科（公布された規程では「専攻科」とされた）の学科目が記されていた。規程案で設定された学科目や教授時数は、公布された規程の内容と一部異なっていた。本節では、第五高等学校史料[5]を中心に、高等学校令施行以前の学科課程の改正案とそれに対する同校校長の修正意見を検討し、高等普通教育を目的とした新しい高等学校の学科課程がどのように設定されていたのかを明らかにしたい。

規程案では、文科の学科目として当初、地理や哲学概説は設定されておらず、公布された規程で初めて地理が第１学年で毎週２時間、哲学概説が第３学年で毎週３時間設定された。一方、規程案では文科第１学年と第２学年で２時間ずつ設定されていた数学が、公布された規程では第１学年のみで３時間とされ、同じく規程案では第１学年から第３学年で７時間設定されていた自然科学が、公布された規程では第１学年と第２学年のみで計５時間とされた。数学や自然科学はいずれも上級学年における教授時数が減少していた。

理科の学科目については、規程案で第１学年と第２学年で同時数設定されていた国語や第一外国語が、公布された規程では第２学年における教授時数が減少した。一方、物理学や化学は、規程案では第１学年から各２時間設定されていたが、公布された規程では第１学年の教授時数が減少し、その分第２学年と第３学年における教授時数が増加した。また、規定案で設定された選択科目は第３学年の数学２時間と植物及動物の実験２時間のみであったが、公布された規程の選択科目は第３学年の数学２時間と図画２時間、または植物及動物の４時間（講義２時間・実験２時間）とされた。植物及動物は、規定案では当初第１学年の教授時数が設定されていなかったが、公布された規程では２時間設定されることとなった。第３学年で同科目を４時間選択した場合、教授時数が多く

なるよう設定され、数学と図画を選択した場合は植物及動物を第３学年で履修しないこととなった。このように、公布された規程では、規程案より第１学年の教授内容が多様化した一方、学年が上がるにしたがって進学する大学の専門教育に関わったより限定的な学科目で構成されることとなった。

なお、1918年６月７日、専門学務局長は各高等学校長に対し、規定案について意見のある場合は至急申し出るよう通達した[6]。第五高等学校長の吉岡郷甫は、文科に「理科的学科目」を、理科に「文科的学科目」を教授することは、中学校第４学年と接続する当然の結果であるだけでなく、「将来国民中堅タルベキ者及大学ニ入学スベキ者」の教育として「必ズ斯クアラザルベカラザルモノ」とした[7]。吉岡は、学科目の選択や配当については「大体ニ於テ穏当ナリト認ム」とした一方、内容等については一部修正を求めるとし、計12項の提案を示した。

吉岡による提案は、直接公布された規程に反映されたものも少なくなかった[8]。たとえば、国語及漢文において、文科で「国語文法」、理科で「近世・近古・中古ノ国文」と「普通ノ漢文」を追加するとした吉岡の要望は高等学校規程において成文化された。提案の理由では、「高等科ハ我ガ最高等普通教育ニシテ又大学教育ノ予備タルベキモノ」であり、中学校の教授内容を高等学校で組織的に教授していくこと、また理科においても「徳性ノ涵養ニ資スルノ功大ナル」ことから、漢文も含めた幅広い教授の必要性を指摘していた。また、文科の学科目として哲学概論を新設する提案についても高等学校規程で反映された[9]。その理由として「哲学ノ何タルカヲ了解スルハ他日社会ノ中流ニ伍スベキ国民トシテ極メテ肝要ナル修養ノ一」であり、一方で「他日ノ哲学的研究ヲナサムトスル者ノタメニ其ノ基礎ヲ築カシメム」必要から、「確ニ高等普通教育ノ効果ヲ著大ナラシムル」ことを指摘した。また、吉岡は、理科の植物及動物や地質及鉱物、物理及化学では「近似其ノ発達特ニ著シキモノアル」ため「便宜応用方面ニ於ケル知識ヲ授クル」こと、図画では中学四修までの教授内容では不十分であるため平面幾何画を追加することを要望し、いずれも高等学校規程において成文化された。

また、修正意見の中には、公布された規程の条文には反映されなかったが、その後制定された教授要目に反映された内容もあった。たとえば歴史について、吉岡は、日本・東洋・西洋のいずれも近世や最近世を主とし、比較的詳細に教授することとした。東洋歴史および西洋歴史の概要はすでに中学校で学習しており、高等科では「一層精深ノ度ニ於テ之ヲ教授スル」必要があること、また「世界ニ於ケル現時我ガ国ノ地位ヲ悟ラシムル」ことが「最高等普通教育ニ於テ必須ノ事項」であると指摘していた。これらの指摘は、歴史の教授要目において、「教授ノ内容ハ古代ヨリ現代ニ進ムニ従ヒ漸次之ヲ詳細ニスヘキ」ことが特記され、現代史も含めた教授内容が新たに設定された。

以上のように、高等学校規程は約１年前から高等学校令案とともに審議されていた。公布された規程では規程案以上に第１学年の教授内容が多様化されたが、学年が上がるにつれて学科目が限定され、進学する大学の専門に近い学科目が設定されることとなった。一方で、高等学校規程の制定には高等学校長らの意見が取り入れられており、その内容は必ずしも大学基礎教育だけでなく、「国民中堅タルベキ者」の養成という点から改善が求められていた。そのような意見の多くは、公布された規程や教授要目に反映されていた。高等学校令制定以前においては、大学における専門教育との接続が重視されながらも、高等学校関係者とともに大学に進学するための教育に限定されない高等普通教育を目的とした教育内容が立案されていたのである。

２．高等学校令施行前後の教授内容の変化

⑴　高等学校令施行以前における教官会議の議論

高等学校大学予科では、文部省による共通の教授要目は制定されていなかったが、各校で独自に教授方法や内容を記した文書が作成されていた[10]。また、第五高等学校の「各学科目主任教官会議録」によると、1909年には一部の学科目で教官会議が開催され、学科目の教授内容や方法が審議されていた[11]。また、同史料には、1910年に作成された国語及漢文や数学の高等中学校教授要目案が収録され、1911年に公布された高等中学校令制定にあたり、高等普通教育を目的とした共通の教授要目の作成が審議されていたと考えられる。

教官会議には、高等学校や帝国大学の教員、文部省関係者等が参加し、学科目の教授方法や内容の改善について議論されていた[12]。たとえば、1916年８月に開催された数学の主任教官会議では、学生が数式を「器械的ニ」取り扱い、「其基礎的部分ヲ能ク理解シテ居ラヌ」ことが指摘され、教授内容を新たに加えず、むしろ分量を減らして基礎を十分にすること、数学の教科書を原書に限らず邦語の書籍の使用を可能とすること、中学校教育と

の連絡を図るために中学校の数学科教員と意見交換をすること等が提案された[13]。

同様に、1915年に開催された英語の主任教官会議では、京都帝国大学文科大学教授により「近来大学生ノ英語読書力ノ低下ハ事実ニシテ専門書ヲ速読了解スルコト能ハス」として「読書力ニ必要ナル語彙ヲ学ハシメ」、「生徒ヲ小共扱ニシテ暗誦聴取等ヲ課ス」必要性が指摘された[14]。教授要目案では、「専門書ヲ読ムノ素養ヲ作」ることと併せて、「中学卒業程度ノ学力ヲ基礎トシテ英語ノ理解力ヲ増進シ、容易ニ普通ノ文章ヲ解スルニ到ラシメ」ること、また「作文、会話ノ能力ヲ養成スル」ことがその目的とされた。

また、1914年７月に開催された図画の教官会議では、高等学校と中学校の図画科教員との連絡を図る適当な方法を講じることが希望事項として掲げられた。また、同年に開催されたドイツ語の教官会議では、東京帝国大学医科大学教授が「普通一般ノ独逸書ヲ能ク了解シ得ル力ト成ルベク多ク単語ヲ知ルコトヲ必要」とし、ドイツ語の医学書などを教科書にすることは「却ッテ害アル」ことを指摘した。そのほか、化学においても、大学予科第三部も第二部と同様の「普通実験」を行うことや「実物教育ニ資スルコト」、「実験上確実ナル知識ヲ与フルコト」が必要とされ、地質及鉱物においても、「確実ナ素養」や実験の必要性が指摘されていた。

このように、高等学校令制定以前からすでに一部の学科目において教授内容の改善が議論されていた。高等中学校令の制定にあたり高等普通教育を目的とした共通の教授要目が立案され、これまでの大学予科における教育の抜本的な改革を企図した教授内容が提起されていた。教官会議の議論においても、多くの学科目で「普通」の一般的な知識の教授が目指され、基礎学力の定着が教員間で共通課題とされていた。各学科目の改革案の多くが1919年の高等学校令施行後に制定された高等学校教授要目に反映されることとなった。

⑵　高等学校令施行後における教授要目の制定過程

1919年高等学校規程の制定により、新たな学科課程が編成された後、高等学校段階では初めて文部省により教授要目が制定されることとなった。1922年の自然科学にはじまり、毎年約１～２科目の教授要目が制定された（表１）。なお、教授要目が制定されるまでは、新設された学科目だけでなく大学予科で設定された学科目についても各校で新たに教授要目が作成されていた。それらは教授要目制定の前年に提出が求められ、文部省で原案が作成された後、各校の担当教官らが招集されて協議が行われた[15]。

表１　文部省による教授要目の制定時期

1922年２月	自然科学
1923年２月	文科数学、哲学概説
1924年３月	国語及漢文、図画
1925年３月	歴史
1926年３月	法制及経済、理科数学
1927年３月	物理、化学、（理科数学改正）
1928年３月	地理、心理及論理
1929年１月	植物及動物、鉱物及地質
1930年６月	修身
1931年２月	外国語
1933年５月	体操

では、教授要目制定以前においては各校でどのような教授が行われていたのだろうか。第三高等学校の東洋史教授要目では、高等学校を「智識ト人格トヲ陶鋳シ、穏健着実ニシテ国家社会ニ有用ナル人材ヲ養成スル学校ニシテ智識ノ伝授ノミヲ専トスル所」とし、生徒が受動的に聴講することのないよう注意して教授することが必要とであるとした[16]。また、「智識ト人格トノ鍛冶養成」を目的とするため、古代史の概論を軽視することなく教授することとした。

また、第五高等学校の自然科学（植物及動物）の教授要目案では、文科の教授内容について、「学生ガ将来ニ専修スル学科ノ予備識（ママ）ヲ得セシメントスル」だけでなく「自然界ノ法則ヲ理解セシムル」こととし、文科の学生に生物学上重要な進化説やその現象の一切、また地質学の大要を教授することを必要とした[17]。また、文科数学の教授要目の制定に関する教官会議では、同科目をどのように教授するかについて甲乙２つの主張が提示された。甲論は「文科ノ数学教授ハ数学ノ基本的原理ヲ教ヘ、特ニ論理的訓練ニ重キヲ置クベキモノナリ」、乙論は「数学教授ニ二途アルコトナシ、故ニ与ヘラレタル時間内ニ於テ全然理科ノ数学教授ト同一ノ心得ヲ以テ取扱フベキモノナリ」とされ、結果的には大多数で乙論が支持されることとなった[18]。

このように、高等学校令施行による変更を前提として教授された学科目があった一方で、各校の教授内容が教授要目の制定により大きく変更されたものもあった。たとえば、第三高等学校における図画では、高等学校規程で新設された自在画を第２学年で設定したが、用器画と自在画のどちらかを選択とし、自在画を選択した場合は第３学年で図画を履修することはできないとした[19]。しかし、新しく制定された教授要目では、第１学年で幾何

画と自在画が設定され、選択にすることなくどちらもほぼ同一の時数で教授することとされた[20]。また、第三高等学校における歴史（日本史）では、大政奉還までの内容を教授するとしていたが[21]、新しく制定された教授要目では、「教授ノ内容ハ古代ヨリ現代ニ進ムニ従ヒ漸次之ヲ詳細ニスヘク」、特に現代は「中学校ニ於テ修得ノ機ナカリシ生徒多数ヲ占ムヘキヲ以テ、最モ詳説ニカメンコトヲ要ス」とされた[22]。

また、文科における数学は、多くの学校で立体幾何、平面解析幾何、三角法、代数、微分積分が教授されていたが、なかには関数や数学史を独立して設定した学校や、代数や微分積分をほとんど設定していなかった学校もあった[23]。さらに地理においても、各校で教授内容がさまざまであった。表２は、1927年の地理教授要目の制定のために作成されたとみられる各校の教授状況を整理したものである[24]。多くの高等学校で「自然地理」、「自然環境ト人類」、「人類地理」、「経済地理」、「政治地理」、「地誌」、「世界ニ於ケル日本ノ位置」の７項目が、特に経済地理や政治地理を中心に広く教授されていたが、その教授内容は多様であったことがうかがえる。しかし、なかには自然地理を教授していない高等学校や、一部の項目のみを教授していた高等学校もあった。よって、新しく制定された地理の教授要目では、教授方針として「地表ニ於ケル人類ノ種族的経済的政治的活動ト地理的自然環境トノ密接ナル関係ヲ説明シ、現代ニ於ケル世界ノ重要ナル諸国ノ状況ヲ知ラシムル」こととされた[25]。

以上のように、高等学校規程で新設された学科目だけでなく、大学予科で教授されていた学科目も含め、各校で新たに教授要目が作成された。教授要目の作成にあたっては、高等学校令で目的とされた高等普通教育による変更が前提とされ、大学予科の学科内容との違いを明確に示したものもあった。しかし一方で、高等普通教育として不十分な内容を設定していた場合も少なくなく、それらは教授要目の制定によって修正されていたのである。

３．高等学校令施行後の学科課程改革論議

高等学校令施行後、高等学校規程により新たな学科課程が制定された後も、一部の学科目の規定について審議が行われていた。本節では、1920年代の学科課程に関する改革論議を検討し、高等普通教育を目的とした高等学校令による学科課程の変更を、高等学校側がどのように解釈していたのかを明らかにする。

1921年５月の高等学校長会議では、「授業課目ニ関スル件」として測量の復活の是非が審議された。測量は、高等学校令施行以前の大学予科第二部において一部の分科大学進学者の必修科目であったが[26]、高等学校規程で廃止された学科目である。答申では、「高等学校カ大学予科ノ性質ヲ失ヒ、高等普通教育ノ完成ヲ以テ目的トスルニ至リタル以上ハ、測量ノ科目ハ之ヲ除却スルカ至当」であり、測量を必要とする学部や学科への進学者にたいしては「大学ニ於テ特ニ之ヲ教授スルカ適当ナリトノ主意」であるとされた[27]。しかし、高等学校の理科卒業者中、工学部や農学部の入学志願者は非常に多いため、各大学や各学部で測量を教授するよりも高等学校で一括して教授する方が「幾分設備経費等ノ節約ヲ見ル」とされた。文部省の諮問によるこの答申では、結局、高等学校規程で測量が削除された以上、新たに追加することは「授業時間ノ関係、生徒負担等ノ上ヨリ見テ実施困難」と結論づけられ、同省による「適当ノ方案」の決定が求められた。

また、同年の高等学校長会議では、「希望又は申合事項」として、高等学校規程で随意科目とされた第二外国語を必修科目とすることが提案された[28]。「現下ノ情勢ニ於テハ高等学校卒業者ハ殆ト皆大学ニ入学スルコトヲ希望」しており、また「甲類ノ卒業者カ独逸語ヲ主要外国語トスル学部ニ、又ハ乙類ノ卒業者カ英語ヲ主要外国語トスル学部ニ入学スル場合モ鮮カラサル」状況が指摘された。学校側は、第二外国語をなるべく履修するよう「慫慂」しており、第１学年と第２学年では「殆ト必修科ト同様ノ努力ヲ以テ」履修している状況だが、第３学年になると「多クハ大学入学選抜試験ノ際ニ課セラルヘシト考ヘラルル科目（第一外国語ヲ含ム）ニカヲ集注スルカ得策」として履修をやめてしまう学生が「激増」していることを問題視した。「偏ニ『第二外国語ハ随意科ナリ』ト云フ明文ニ拘泥シテ一時ノ姿ヲ求メ、遂ニ他日ノ悔ヲ残スニ至ル者二三ニシテ止マラサルカ如キ情況」は「我国文教ノ為、又青年ノ為、誠ニ遺憾ノ至リ」とし、「少トモ現今ノ如ク高等学校卒業者ノ殆ト全部カ大学進入ヲ目的トシ」、「必スシモ某学部ト限ラス、先ツ何レカノ学部ニ入学シ得ルコトヲ第一ノ目標トスルカ如キ情勢」においては、「第二外国語ヲ必修科トシテ履修セシムルヲ以テ適当ノ処置ナリト認ム」とした。

同案については、1922年11月の高等学校長会議で議論され、翌年の審議に持ち越されたが、結局必修科目とはならなかった[29]。1925年の高等学校長会議では、「第二外国語ヲ修メザルモノニハ其時間ヲ以テ履修セシムベキ他

表２　1927年時点の各校における地理の教授状況

	自然地理	自然環境ノ人類	人類地理			経済地理							政治地理						地誌	世界ニ於ケル日本ノ位置
一高		人類ノ住所トシテノ地球	人種	起源	進化	聚落	都市	世界富源		人口	食糧	国際商品	国家		国境		植民地		世界経済群ノ争覇	国際経済体系ニ於ケル日本経済ノ位置
二高		自然ト国勢、経済、文化																	日本、支那、米、英、露、独	
三高	○		人種			村落	都市	産業	交通	人口					国境	国力	領土		欧米列国及アジヤ諸国	世界ニ於ケル日本ノ位置
四高	○	自然的諸要素ト人文				村落	都市	産業	交通	人口			国家	政体	国境		植民地		世界主要国ノ現状	
五高							都市		交通	人口	食料		国家		境界			国際連盟		
六高	○	環境ト人生	人種	発生	分布			産業	交通			貿易	国家		国境				各大陸	世界ニ於ケル日本ノ地位
七高	○	人類ト環境トノ関係	人種		分布	聚落	都市	資源	交通	人口	食糧	貿易	国家	政体	国境		領土		列国ノ大勢	
八高	○	土地、水ト人生トノ関係				村落	都会	産業	交通	人口										
新潟		人類ノ生活ト地理的要素			人類ノ分化	住居、聚団			交通	人口		貿易	国家						国際関係	
松本	○		人種			聚落		産業	交通	人口		貿易	国家	政体		国力	領土		世界主要国地誌	
山口	○	自然ト人類	人種		分布		都市	産業	交通			貿易	国家		国境		植民地		世界列強ノ現勢	日本ノ世界的地位
松山	○	自然及人文上ノ関係	人種																各大陸地誌詳説	
水戸													国家						最近国際事情	日本ノ地位
山形	○	自然ト人類トノ関係	人種			聚落		生産業	交通	人口		商業	国家		境界		属地	国際連盟		
佐賀		人類生活ニ対スル地理的環境ノ影響	人種		分化	住民地		資源		人口	食糧		国家		国境				大戦后ニ於ケル国際政治経済界の現状	世界ノ現状ト日本
弘前	○	人文ニ及ボス各種ノ地理的影響	人種	起源	分布			産業	交通	人口		貿易	国家	政体			植民地		各大陸	太平洋及極東問題ニ於ケル日本
松江			人種			聚落	都市	生産業	交通	人口			国家	政体	国境		植民地			
東京																			世界主要国地誌	近東諸国ト我国トノ政治経済上ノ関係
大阪	○		人種			村落	都邑	産業	交通	人口					国境	国力	領土			世界ニ於ケル日本ノ位置
浦和		人文ト自然トノ関係	種族					産業	交通	人口		貿易					植民地		各大陸主要国	我国ト世界
福岡		自然ト人類	人種		分布	村落	都会	産業	交通	人口		商業	国家	国体	国土		植民地			世界ニ於ケル日本ノ地位
静岡		人文及経済的発達ト気候トノ関係	人種					資源	交通		食糧		国家	国体					世界主要国	
高知	○	気候ト人類トノ活動	人種			住居、聚団		生産業	交通	人口	衣食	商業	国家							
姫路			人種	発源	分布															
広島																			各国地誌	世界大戦后ニ於ケル世界大勢ト日本。経済地理上ヨリ見タル日本ノ世界ニ於ケル地位
武蔵		人類ト自然的環境			移動、分布	村落	都市		交通		衣食		国家	政体	国境		領土			
甲南	○	地理的環境ト人類	人種					主要物産	交通					政体	国境		植民地			
成蹊		自然ト人類			移動	村落	都市	産業	交通		食料		国家		国境		領土		世界列強ノ現勢	
成城								産業	交通	人口		貿易						国際連盟	日本ト関係深キ諸地方	
商大予科	○		人種	発達		聚落		資源	交通	人口		貿易								
学習院		人類ト自然環境トノ関係						農業			食物								世界各国ノ趨勢	

文部省専門学務局による地理教授要目案に付された「参考」表より作成（新潟大学附属図書館所蔵「教授要目ニ関スル綴　大正十年度以降昭和三年度マデ」第一号所収）。

ノ学科ヲ設クルコト」が協議され、その理由として「第二外国語ハ随意科ナレバ之ヲ欠クモノアルモ致方ナシ」とされた[30]。ただし「之ヲ修メザルモノヲシテ其時間ヲ空費セシムルハ面白カラザルニヨリ、之ニ代ル学科ヲ設ケテ妄リニ生徒ヲ遊バシメザル様ニスル必要アリ」[31]として、第二外国語未履修者に他の学科目を教授することが提案されたが、それが具体的に協議されることはなかった。同科目を履修しない学生は一定数存在していたが、なかには第二外国語を必修科目として取り扱うとした高等学校もあり、1930年代以降にはその傾向が強まっていった[32]。

また、1928年には、各校の鉱物及地質の教員連名による請願書が文部大臣宛に提出された[33]。鉱物及地質は、高等学校規程において理科の第１学年で２時間設定されたが、もともと高等学校令施行以前の大学予科では「地質及鉱物」として第二部第３学年で設定されていた学科目である。請願書は、鉱物及地質教授要目の公布前年に提出され、同科目を大学予科と同様に上級学年で設定し、時間数を増加すること、実験や野外実習を課すること等が希望されていた。しかし結局、鉱物及地質が上級学年で設定されることはなく、教授時数も変更されなかった。なお公布された教授要目では、「成ルベク実際生活ニ応用シ得ベキ知識ヲ授クルコト」とされ、実験や野外実習については「事情ノ許ス限リ」行うこととされた[34]。

このように、高等学校令施行後、大学との接続関係を前提に、高等学校規程では制定されなかった学科目や随意科目とされたはずの学科目の必修化等が議論されていた。結局、議論の対象とされたいずれの学科目についても変更されることはなかったが、卒業者のほとんどが大学進学希望者である実態を重視して学科目の変更が議論されていた。以上のことから、高等学校関係者は、高等普通教育を目的とした教育内容への変更についてはほとんど考慮していなかったと考えられる。

おわりに

高等学校の学科課程は、高等学校令施行以前の大学予科においてすでに各学科目でその内容の改善が求められていた。高等普通教育を目的とする高等中学校令の制定が企図された1909年頃には、高等学校関係者から、各学科目で中学校教育との接続や基礎的な内容の強化が求められていた。これらの改善意見は、1918年公布の高等学校令により新しく制定された高等学校規程や高等学校高等科教授要目において反映された。また、その制定過程において、高等学校関係者らは、高等普通教育として「国民中堅タルベキ者」の養成という点から改善意見を提示していた。

しかし、彼らは高等普通教育への教育内容の変更を必ずしも重視していたわけではなかった。高等学校規程が施行されていたにもかかわらず、各高等学校で作成された教授要目には、同規程で新たに規定された内容を含まない場合や選択履修とした場合もあり、結果として教授要目の制定まで高等普通教育による教育内容の変更が実施されていなかった学科目もあった。また、高等学校令施行後も依然として大学進学希望者が多い状況において、高等学校長らは、大学予科規程で設定されていた測量の復活や第二外国語の必修科目化の必要性を言及しており、高等普通教育を目的とした新たな高等学校への変更についてはほとんど考慮していなかった。

第一次世界大戦後にはじまる不況は1920年代後半以降深刻化し、大学や専門学校等の卒業者の就職難が社会問題とされた。こうした中、高等学校卒業者が一部の大学や学部への入学を志願したことから入学難が発生したため、1930年代に入ると、高等学校関係者は高等学校を高等普通教育の完成機関ではなく事実上の大学予科であるとして、大学との円滑な接続を一層重視するようになっていった[35]。1943年に改正された高等学校令では再び高等普通教育が目的として規定され、同時に学科課程も改正されることとなったが、その後の高等普通教育の解釈の変容については今後改めて検討することとしたい。

【註】

1　前者には、海後宗臣編『臨時教育会議の研究』（東京大学出版会、1960年）、佐藤秀夫「1918（大正７）年高等学校令の成立過程」（『国立教育研究所紀要』第95集、1978年）、後者には、筧田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、1975年）、同『旧制高等学校教育の展開』（ミネルヴァ書房、1982年）、旧制高等学校資料保存会『旧制高等学校全書』（第１巻～第８巻および別巻、1985年）、高橋佐門『旧制高等学校全史』（時潮社、1986年）、竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』（中央公論新社、1999年）等がある。

2　1931年８月に新聞各紙で提示された田中文相の学制改革案は、現在の高等学校を廃止して２年制の大学予科とし、高等小学校・中学校・実業学校を修業年限２～４年の高等学校に改称する抜本的な改革を求めた内容であった。同文相の学制改革案については、谷口琢男「昭和初年の中等教育に関する一考察」（『茨城大学教育学部紀要』第25号、1975年）、阿部彰「政治構造転換期における学制改革案の形成とその特質」（『教育学研究』第43巻第１号、1976年）、八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』（日本図書センター、1982年）等で検討されている。

3　「高等普通教育ニ関スル件答申理由書」（国立公文書館所蔵「各種調査会委員会文書・臨時教育会議書類・一ノ二雑録（第二）」所収、『資料臨時教育会議』第１集総覧、97～101頁にも収録）。

4　熊本大学五高記念館所蔵「高等学校長会議　自大正七年四月」。なお、以下、高等学校規程案と制定された高等学校規程とを比較検討するにあたり、「規程案」と「公布された規程」と表記して区別する。

5　当該期における高等学校の学科課程に関する行政文書は、管見の限りほとんど残されていない。

6　前掲「高等学校長会議　自大正七年四月」。

7　第五高等学校長発専門学務局長宛「新高等学校学科課程ニ関スル意見」（同上所収）。以下同じ。

8　本稿では、第五高等学校長による意見書のみを検討しているため、他の高等学校長による具体的な意見内容は把握しえないが、公布された規程との比較から、規程案にはなかった地理の新設や、第３学年のみで設定された心理及論理の教授時数を第２学年からの教授に変更することなどの意見が出されたとみられる。

9　高等学校規程では哲学概説として設置された。

10　たとえば第一高等学校では、論理、心理、倫理、経済学通論、歴史、国語、漢文、英語、地質鉱物、仏語、法学通論、測量、独逸語の教授案が残されており、いずれも1901年前後に作成されたと推察される（東京大学駒場博物館所蔵「第一高等学校学科細目及教授法」一～三）。

11　熊本大学五高記念館所蔵「各学科主任協議録教授要目綴」。同史料には最も古いもので1909年に植物及動物や地質及鉱物の学科内容に関する協議記録が収録されている。

12　同上収録。この時期には数学、英語、修身・論理及心理、図画、ドイツ語等の科目の主任教官会議の開催記録が残されている。

13　「高等学校数学主任教官会議日誌」1916年８月１日～８日（同上収録）。なお、教科書については、「数年前マデハ是非トモ原書デナケレバナラントノコトデアツタガ、今度ノ協議ノ結果ハ盖シ数年前ノ協議ニ比ヘテ一大進歩デアル」と記されていた。

14　「高等学校英語主任教官会議日誌」（同上収録）。

15　たとえば、「地理教授要目制定外請願書提出ノ件」（新潟大学附属図書館所蔵「教授要目ニ関スル綴　大正十年度以降昭和三年度マデ」第一号）では、東京・京都両帝国大学教授が請願書の原案を作成していたとする記録がある。また、地理以外の学科目の教授要目制定会議にも帝国大学の教員が参加していたとみられる。

16　「第三高等学校東洋史教授要目」（京都大学大学文書館所蔵「専門学務局往復書類　大正十三年」）。

17　1921年５月、第五高等学校長より文部省専門学務局長に送付された同校の自然科学教授要目（前掲「各学科主任協議録教授要目綴」収録）。

18　「文科数学ニ関スル報告」（同上収録）。

19　京都大学大学文書館所蔵「専門学務局往復書類　大正十二年」。

20　1924年文部省訓令第２号「高等学校高等科図画教授要目」（３月28日公布）。

21　「第三高等学校日本史教授要目」（前掲「専門学務局往復書類　大正十三年」）。

22　1925年文部省訓令第２号「高等学校高等科歴史教授要目」（３月20日公布）。

23　前掲「文科数学ニ関スル報告」。

24　前掲「教授要目ニ関スル綴　大正十年度以降昭和三年度マデ」第一号。

25　1928年文部省訓令第４号「高等学校高等科地理、心理及論理教授要目」（３月31日公布）。

26　測量は、工科大学の土木工学科・機械工学科・電気工学科・採鉱及冶金学科・造船学科・建築学科、理工科大学の土木工学科・機械工学科・電気工学科・採鉱及冶金学科・数学科・物理学科、理科大学の数学科・物理学科・星学科、農科大学の農学科・農芸化学科・林学科志望者の必修科目であった（1900年文部省令第13号「高等学校大学予科学科規程」（８月４日公布））。

27　新潟大学附属図書館所蔵「高等学校長会議書類　大正十年五月」。以下同じ。

28　同上。

29　「高等学校長会議顛末」（前掲「高等学校長会議　自大正七年四月」収録）。

30　「高等学校長会議建議案、協議問題」（京都大学大学文書館所蔵「専門学務局往復書類　大正十四年」）。

31　同上。

32　1934年に行われた調査で第二外国語を随意科目としていると回答した高等学校は、回答のあった31校中、第一・第三・第六・第七・第八・山口・松山・弘前・静岡のナンバースクールを中心としたわずか９校で、およそ７割以上の高等学校で第二外国語を必修科目として取り扱っていた。なかには弘前や松江のように、当初は随意科目としていたが、必修科目として取り扱うことに変更した高等学校もあった。一方で、第二外国語の不履修者はなしと回答した高等学校は、東京・福岡・広島・富山・浪速・府立・甲南の七年制高等学校を中心としたわずか７校であり、同科目未履修者は一定数存在していたと考えられる（「第二外国語ノ取扱ニ関スル件」1934年11月７

日、新潟大学附属図書館所蔵「学科課程ニ関スル綴　大正八年八月起」)。なお、その後、教育審議会の高等学校改革論議において全国高等学校長会議で審議された学科課程改正案が提示されたが、その改正案では第二外国語を必修科目とすることが要望されていた（「高等学校ノ制度及内容ニ関スル意見」、東京大学駒場博物館所蔵「全国高等学校長会議資料」1939年５月23日～26日)。

33　文部大臣宛「請願書」(京都大学大学文書館「文部大臣官房往復書類　昭和三年」)。

34　1929年文部省訓令第１号「高等学校高等科植物及動物鉱物及地質教授要目」(１月16日公布)。

35　「高校を旧制度の大学予科に―高校長会議の意見」『朝日新聞』1930年６月12日。また、その後、田中文相により公表された学制改革案に対する高等学校長らの意見書においても同様の見解が示された（「高等学校制度改革ニ関スル意見書」1931年９月1日、新潟大学附属図書館所蔵「高等学校長会議書類　自昭和五年度」第二号)。